# 中丹サポートメイト活用事業実施要項

京都府中丹教育局

(目的)

第1条 京都府中丹教育局(以下、「教育局」という。)は、大学(短期大学を含む。) 及び管内各市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)と連携し、教職等を希望す る学生(学校教育法に言う大学に在籍する者)を小中学校にボランティア(以下、中丹 サポートメイトという。)として派遣し、児童生徒への学習活動等への支援を行うこと により、各学校の活動の充実・向上等に役立てるとともに、教職等を目指す学生の基礎 的な資質の向上を図る。

#### (活動場所)

**第2条** 中丹サポートメイトとして活動する場所は、教育局管内の公立小中学校のうち、 中丹サポートメイトの派遣を希望する学校(以下、当該校という。)とする。

## (活動内容)

- 第3条 中丹サポートメイトは当該校において、主に次の活動を行う。
  - (1) 児童生徒への学習支援(放課後や長期休業期間中における補充学習等への支援など)
  - (2) 自分の特技を生かした小学校クラブ活動や中学校部活動等への支援

### (活動期間)

**第4条** 活動の期間は、中丹サポートメイト登録証に記載の有効期間内で、当該校が希望 する期間とする。

## (中丹サポートメイト登録)

- 第5条 中丹サポートメイトの登録は、次のとおりとする。
  - (1) 中丹サポートメイト登録を希望する者は、中丹サポートメイト登録申請書(別記第 1号様式)を提出するものとする。
  - (2) 教育局は、登録希望者がこの要項に定める活動内容等を十分に理解し、適任と判断した場合は、中丹サポートメイトとして候補者名簿に登録する。
  - (3) 登録受付期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。
- 2 前項の候補者名簿の有効期間は、登録の日からその年度の末日までとする。
- 3 教育局は、登録が完了した学生に中丹サポートメイト登録証(別記第2号様式)を交付する。

## (実施手続き)

- 第6条 教育局は、派遣を決定した場合、中丹サポートメイトに通知するとともに、当該校を所管する教育委員会及び当該校に通知する。
- 2 当該校は、活動内容についてサポートメイトと事前調整後、所管の教育委員会を経由 し、中丹サポートメイト派遣依頼書及び実施計画書(別記第3号様式)を教育局に提出 する。
- 3 教育局は、中丹サポートメイトが在籍する大学から求めがある場合は、実施計画書の 写しを送付する。

(実施報告書)

- 第7条 当該校は、別途通知する期限までに所管する教育委員会を経由して、実施報告書 (別記第4号様式)を教育局に提出する。
- 2 教育局は、サポートメイトが在籍する大学から求めがある場合は、実施報告書の写し を送付する。

(サポートメイトの遵守事項)

- **第8条** サポートメイトは、活動に当たって次の事項を遵守しなければならないものとする。
  - (1) この事業を通じて知り得た児童生徒の個人情報やその他事項の守秘
  - (2) 学校の職員に準じた規律ある言動の励行
  - (3) 学校の管理者等が行うその他の指示事項

(保険の加入)

**第9条** サポートメイトは、活動に当たって、ボランティア保険に加入するものとする。 2 ボランティア保険の加入手続きは、教育局が行う。

(費用の負担)

第10条 サポートメイトの活動に要する費用は、原則としてサポートメイトの負担とする。

ただし、ボランティア保険の保険料については、予算の範囲内で教育局が負担する。

(その他)

第11条 教育局は、サポートメイトが第8条に定める尊守事項に対する違背行為等を行った場合又は学校現場で活動する者としてふさわしくない行為があった場合は、ボランティア活動の停止やサポートメイト登録を取り消すことがある。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年12月1日から施行する。